

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和5年度第2回津市国民健康保険運営協議会
2 開催日時	令和6年2月8日(木) 午後3時から午後4時30分まで
3 開催場所	大会議室A(本庁舎8階)
4 出席者の氏名	(津市国民健康保険運営協議会委員) 玉木節代、中林岩二、長谷川玲子、秦伸一、平田政敬、 花井博祥、村阪敏規、渡部泰和、石川博之、奥田正洋、 葛西豊一、河合紀子、小野利幸、坂口浩二、内藤誠 (事務局) 健康福祉部健康医療担当理事 勢力実 健康福祉部保険医療助成担当参事(兼)保険医療助成課 長 鎌田光昭 保険医療助成課調整・管理・年金担当主幹 江角綾子 保険医療助成課保険担当主幹 神田敦史、濱村章史 保険医療助成課保険担当副主幹 澤理恵、中野雅文
5 内容	(1) 国民健康保険事業の財政見直しについて (2) 国民健康保険制度の改正について (3) 津市第3期国民健康保険保健事業実施計画(案)・ 津市第4期国民健康保険特定健康診査等実施計画 (案)について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	健康福祉部保険医療助成課管理・年金担当 電話 059-229-3159 e-mail 229-3159@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

## 開会

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和5年度 第2回津市国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日は、お忙しい中、当協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>まず、改めて、委員の異動のご報告でございます。</p> <p>中村光一委員がご退任され、新たに、同じく津市社会福祉協議会より石川博之委員が就任されました。青木茂昭委員がご退任され、新たに、同じく公立学校共済組合より坂口浩二委員が就任されました。石川委員、坂口委員の順でご紹介させていただきます。</p>
石川委員	<p>社会福祉協議会の石川でございます。昨年の7月に着任をいたしております。しっかりと勉強して参加してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
坂口委員	<p>公立学校共済組合の事務長をさせていただいております坂口と申します。青木の後任で就任させていただきました。よろしくお願いいたします。</p>
事務局 担当理事	<p>それでは、事務局を代表いたしまして、健康福祉部健康医療担当理事よりご挨拶申し上げます。</p> <p>皆さま、こんにちは。本日は何かとご多用のところ、令和5年度第2回津市国民健康保険運営協議会に、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。平素は、国保事業の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜っております事、重ねて厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、本日は事項書のとおり「国民健康保険事業の財政見通しについて」を含めて3点の議事としております。詳細につきましては、後ほど担当から説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、会議の開催にあたりまして私のあいさつとさせていただきます。</p>
事務局	<p>次に、本日の委員の出欠状況について申し上げます。</p> <p>本日の出席者数は15名でございます。なお、水谷会長、奥野委員、日沖委員よりご欠席のご連絡をいただいております。津市国民健康保険条例第2条に掲げる委員の各1名以上を含む過半数の出席がありますので、津市国民健康保険条例施行規則第4条第5項の規定を満たしておりますことをご報告します。</p> <p>この会議の結果につきましては、会議録を作成し、「審議会等の会議結果報告」という形で津市のホームページに登載されることとなりますのでご承知おきください。</p> <p>本日は、先日送付いたしました、事項書及び資料にあります、国</p>

<p>臨時議長</p>	<p>民健康保険事業の財政見通しについて、国民健康保険制度の改正について、津市第3期国民健康保険保健事業実施計画（案）・津市第4期国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）について、以上3つを議題としております。</p> <p>なお、本日は会議の議長となる水谷会長が急病で欠席をされています。会長が互選されるまで鎌田課長を臨時議長として議事を進行してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p> <p>異議がないようですので、鎌田課長を臨時議長として、議事に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議長である会長の選出までの間、会議の進行を務めさせていただきます。</p> <p>国民健康保険法施行令第5条に、会長に事故があるときは、「公益を代表する委員」のうちから選挙された委員が、その職務を代行するとなっておりますが、皆様からどなたかご推薦をいただけますでしょうか。      ＜「事務局一任」の声あり＞</p> <p>ただいま事務局に一任していただけるとのご意見がございましたが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p> <p>それでは、事務局からは公益を代表する委員のうちから奥田委員を本日の会議における会長代行に推薦したいと思います。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p> <p>それでは奥田委員、議長席へ移動していただき、会議の進行をよろしくお願いいたします。</p> <p>只今、皆様からご推挙いただきました奥田でございます。公益代表という立場で津市民生委員連合会から来ております。本日の協議会、皆様から充分ご意見いただくなかで、真摯に協議できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>では、先ほど事務局から説明がございましたように、本日の審議に入りたいと思います。議事(1) 「国民健康保険事業の財政見通しについて」について、事務局に説明を求めたいと思います。</p>

**議事**

**議事1 国民健康保険事業の財政見通しについて**

**(1) 令和5年度歳入**

国民健康保険料は、高齢化の進展や社会保険の適用拡大、景気情勢を反映し、国保の被保険者数は年々減少傾向にあり、結果、年齢が高い低所得者が増加して

おり、そのため令和5年度は、令和4年度実績よりも約3億1,100万円、5.9%減少する見込みです。

## **(2) 令和5年度歳出**

保険給付費は、高齢化や医療技術の高度化により一人当たりの医療費は増加傾向にあり、そのため令和5年度は、令和4年度実績よりも約11億500万円、6.1%増加する見込みです。

なお、一人当たり給付費は14.0%の増加となる見込みです。

この要因については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されるなど、被保険者を取り巻く社会的環境の正常化等を背景に、『新型コロナウイルス感染症の影響で減っていた入院患者数が戻っているとみられる。』との国民健康保険中央会による分析があります。

また、県が医療費を支払うために市町に求める国民健康保険事業費納付金は、前年度の医療費の実績や被保険者の状況等から、令和4年度と比較して約3億700万円、4.8%増加する見込みです。

## **(3) 令和5年度決算見込み**

歳入合計 約265億6,000万円に対し、歳出合計は約266億6,700万円で、歳入歳出差引額は約1億700万円の赤字となる見込みですが、前年度からの繰越金が約1億8,000万円でしたので、この繰越金を差し引くと、実質単年度収支は約2億8,700万円の赤字となる見込みです。

## **(4) 令和6年度の財政見通し**

歳入は、国民健康保険料は、引き続き被保険者数の減少が見込まれるため、令和5年度当初予算に比べて約2億7,600万円、約5.4%減となる見込みです。

また、歳出、国民健康保険事業費納付金ですが、本市の場合、前年度の医療費の実績や被保険者の状況等から約67億1,900万円で、令和5年度と比較しまして、約7,100万円、約1.1%の増を見込んでいます。

この納付金の算定について県は、「団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により被保険者数が減少することが大きく影響し、令和6年度の保険給付費の伸び率は1.16%の減少を見込んでいるものの、医療の高度化等により1人あたり医療費が増加するため、県全体の納付金は約455億4,200万円で、前年度と比較し、約3億9,100万円、0.87%の増になる。」と説明をしています。

このことを受け、令和6年度当初予算案での歳出合計は約263億9,100万円で、基金繰入金を除く歳入合計は、約257億9,800万円となることから、約5億9,200万円の赤字が見込まれます。

そこで、今後の財政運営ですが、基金積立金は、国民健康保険事業特別会計に係る決算上生じた剰余金のうち予算で定める額を積み立てることとしていますが、令和5年度3月補正予算案では、歳出に対して歳入が約1億700万円不足していることから、同額を基金繰入金として計上しており、さらに令和6年度当

初予算案でも、歳出に対して歳入が約5億9,200万円不足していることから、同額を基金繰入金として計上しています。

これにより、基金残高は令和5年度末時点で約20億7,500万円、令和6年度末時点では約14億8,300万円となる見込みです。

また、依然として、今後の保険給付費等の動向が見通せない中、健全な財政基盤のもとで本市の国民健康保険事業を運営していくため、制度改革の方向性はもとより、財政運営に与える影響要因に係る分析を精緻化し、この先の保険料率や基金の在り方などを見定めていく必要があると考えております。

## ○意見、質疑応答等

### (委員)

令和5年度が約1億700万円、6年度が約5億9,000万円の赤字の見込み、これまで黒字で、コロナによる受診控えもあったと思うが、特に6年度は6億円近くが基金からの繰り出しとなる。流れとして団塊の世代が卒業して社会保険で維持されていくなかで、7年度・8年度も赤字が続くと推測されるが、今後の国保会計、基金管理の見通し・在り方を、将来に備えて当局はどう考えているのかを教えて欲しい。

また「財政運営に与える影響要因の分析を精緻化して、この先の保険料率や基金の在り方などを見定めていく必要がある」と資料に書かれているが、これは昨年も同じ記述であった。こういった状況の中で、今年だけの表現ではないので、どこまで事務局として研究・検討が進んでいるのか2点お願いします。

### (事務局)

確かに基金の残高としては令和4年度末が約21億8,000万円で、5年度・6年度と減少しております。今後の医療保険制度にかかわる改革の議論が国のほうで行われており、その議論の方向性によって財政運営に影響を及ぼすことも考えられます。その中で交付金の取り扱いや、生活保護受給者の国保加入も取り沙汰されており、財政運営に与える影響を注視しながらしっかりと検討している状況です。

また、基金の在り方については、どれぐらいの規模が適正であるのかといったところも併せて、他市の状況も含めて検討作業を進めています。

「財政運営に与える影響要因に係る分析を精緻化して…」昨年度と同じフレーズですが、先ほど申し上げた財政運営への影響などをしっかりと見極めていくという意味合いであり、議論は直ちに結論が出ないところもありますが、さまざま国が議論していくとなっているのでしっかりと見極めたいという意味合いで改めて今年度の記載となりました。

### (委員)

漠然としているが、要は国の交付金頼みということではないか。そうではな

く津市自体が考えている対応策はないのか。国に「交付金をお願いします」と言っているだけなのか。

(事務局)

市町村国保の取組として、適正な財政運営に向けてはやはり歳入確保・歳出抑制です。歳入確保としては被保険者からの国民健康保険料をしっかりと徴収させていただくに尽きると思っています。併せて歳出は保険給付費を抑制していく、医療費の適正化、健康寿命の延伸、その為には保健事業を中心とした取組が必要であるので、そのための具体的な施策についてしっかりと行っていきたいと考えています。

(委員)

国ばかりにどうこういうよりも、歳入確保のために収納率のアップとか、歳出の抑制などいろいろ対応があるので、考えられることを考えて、具体的に対応して絵にかいた餅にならないよう実際に表記として出していきたい。

もし、基金が底を着いてきたら、一般会計からの繰り出しになるのか。5年後10年後に基金が枯渇した時の基金管理の方向としてはどうか。

(事務局)

基本的には繰り入れの検討の前に、県の財政安定化基金を活用した立て直しが先になろうかと思われま。基本的に赤字解消にかかる一般会計からの繰り入れは認められていないので、まずはそういった対応になると思われま。

(委員)

県の事を言われたが、県とはそういった話をしているのか。

(事務局)

県下の各市町が集まった県との会議は定期的に行われており、これは保険料率の水準を統一していこう、まずは都道府県単位で統一していこうという目的に向かった検討会議の中で、それぞれの市町の国保の財政的な対応を会議のテーマとしています。

(委員)

いずれにしても県下まとまって、少子高齢化の現象の中でできるだけ努力をして先を見越した対応をお願いしたい。

## **議事2** 国民健康保険制度の改正について

### **(1) 出産した被保険者等の保険料の減額について**

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組として、国保制度において出産する被保険者に係る出産月の前月から翌々月までの4か月間、双子等の多胎妊娠の場合は出産月の3月前から翌々月までの6か月間の

被保険者均等割額及び所得割額を免除し、その免除相当額を、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつを負担する制度が創設されました。

なお、補足となりますが、被用者保険においては、従前より産前産後・育児休業期間の保険料の免除制度が設けられており、国民健康保険においては、財源や保険料負担の在り方等も勘案しつつ、出産に関する保険料における配慮の必要性や在り方等が検討され、産前産後期間の保険料の免除制度が創設されたものです。

なお、制度運用が令和6年1月1日施行であることから、令和5年11月1日以降に出産した被保険者及び今後出産予定の被保険者が対象となるものです。

## **(2) 国民健康保険の保険料の賦課限度額の引上げについて**

「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令に規定する市町村の保険料の賦課に関する基準が改正されたことから、保険料の後期高齢者支援金等賦課額を現行の22万円から24万円とするため、津市国民健康保険条例を改正し、令和6年4月1日から施行しようとするものです。

なお、現在の保険料の賦課限度額は、基礎賦課分(医療分)が65万円、介護納付金分が17万円で、後期高齢者支援金等分と合わせ、合計104万円となっています。

令和6年度では、後期高齢者支援金等分の2万円の引き上げにより、合計で106万円になるものです。

## **(3) 国民健康保険被保険者証の廃止について**

令和6年12月2日からの施行に向けまして、様々な対応が必要となります。また、国民健康保険に限らず医療保険全体に関わる制度改正であり、国において、調整等が進められています。

改めてこれまでの経緯からご説明しますと、令和5年6月9日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、その取組を加速し、令和6年秋に健康保険証を廃止することを目指すこととされました。

また、マイナンバーカードによる電子資格確認を受けることができない状況にある方について、必要な保険診療等を受けられるよう、健康保険法等の一部を改正し、所要の措置を講ずることとされました。

その後、令和5年12月27日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、令和6年12月2日より現行の健康保険証を廃止することが示されましたので、廃止後の対応等について、ご説明申し上げます。

まず「資格確認書の交付」につきましては、健康保険証の廃止に伴い、医療機関等においてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない方については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された【資格確認書】により被保険者資格を確認することとなります。

「資格情報のお知らせの交付」につきましては、健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時等に、氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名、負担割合等を記載した【資格情報のお知らせ】を交付することとなります。

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合において、当該お知らせとマイナ保険証をともに提示することで医療機関等での受診が可能となります。

「長期にわたる保険料滞納者に対する保険料の納付を促す取組」につきましては、従来の「被保険者資格証明書」発行対象者に相当する保険料の滞納者については、【資格確認書（特別療養対象者）】、【資格情報のお知らせ（特別療養対象者）】を交付することとなります。

なお、保険料の滞納者には、特別療養費の支給対象とするまでに、事前予告等を通知し、納付や相談を促すなどの取組を行います。

また、特別療養費の支給対象であった方が納付により特別療養費の支給適用を解除する際は、特別療養費適用解除通知を交付します。

## ○意見、質疑応答等

（委員）

「長期にわたる保険料滞納者」の長期というのはどれぐらいか。

（事務局）

期間ですが、国で期間を定めると伺っており、今のところ1年と聞いています。

（委員）

「資格情報のお知らせ」の交付は全加入者に対してか。

（事務局）

「資格情報のお知らせ」については、マイナ保険証をお持ちの方に交付する予定です。マイナ保険証で例外的に資格情報が確認できないとか、ご自身が確認をしたいと思われたときに簡単に紙ベースで資格情報を確認いただける、医療機関の受診に支障にならないよう、例外的に活用いただけるものです。

（委員）

そのお知らせはマイナ保険証の保有者だけか、それ以外の方は。

（事務局）

まず、12月2日に保険証が廃止されました後、マイナンバーカードを持た



ない方、あるいはマイナンバーカードを保険証として登録されていない方については「資格確認書」をお届けいたします。これによってこれまでの保険証の代わりに「資格確認書」で確認をしていただきます。

マイナ保険証を持っておられる方に、ご自身の資格情報を紙ベースでお届けするのが「資格情報のお知らせ」です。

(委員)

いずれにしても、方法が違っていてもすべての方に同等に情報がいくということですね。

(事務局)

はい。

(委員)

マイナ保険証の件ですけど、保険証としての利用登録がされないと大変だと思いますが、津市は周知や浸透について何らかの策を考えていますか。

(事務局)

まず、マイナンバーカードをお持ちいただくのが大前提ですが、義務ではありません。いろいろなご事情をお持ちにならない方がおみえになるのはやむを得ないと考えています。そのうえで、マイナンバーカードの普及がベースであるので、活用するメリットをPR・広報をしていきたいと考えております。また、マイナンバーを担当する部署においても出張窓口や広報をしたりしております。我々としてはマイナ保険証の利用によるメリット、質の高い医療を受けられるなどの広報をしていきたいと思っております。

(委員)

津市での利用率は。

(事務局)

利用率は市町村単体ではわかりません。

(委員)

長期にわたる保険料滞納者が一部を納付するとどうなるのか。

(事務局)

現行の窓口で10割を払って特別療養費とするのは、マイナ保険証をお持ちであってもその情報は確認ができるので、一部でも納付してもらえれば、現行と同じように特別療養費の給付対象から外す事務を行い、データ上もその情報が反映されます。

今までの資格証明書でもマイナ保険証でも取り扱いは同じです。

(委員)

マイナ保険証に移行することと収納率を向上させることは関係があるのか。収納率はマイナ保険証によって上がらないのか。

(事務局)

マイナ保険証と保険料の収納率とは直接的な影響はないと考えます。

(委員)

健康保険証が手元にいくのは今年の9月が最後ということで、残り一年間でマイナ保険証への切り替えが基本になるが、どのように利用率を上げていくのか。

(事務局)

12月2日以降、保険証の発行ができなくなります。従来からお住まいの方には一年間使っていただけますが、12月2日以降、転入された方には即時に資格確認書をお渡しする事務対応が必要になります。実質我々の準備期間は12月2日までで、それまでに対応ができるようしっかりと整える必要があります。

国も利用率が5%を下回っている状況に対して、医療機関からの声掛けや、保険者に利用率の目標設定をし、達成したら財政支援をするなどの考えもあるようなので、我々も今まで以上に広報をするしかないと思っています。ベースとなるマイナンバーカードの取得や、お持ちの方には利用登録の呼びかけを、津市の国保の保険者として、あらゆる媒体を使って利用促進につながる取組をやっていきたいと思っています。

(委員)

マイナンバーカードの登録について、国は年度内に総点検すると言っていたが、津市は現時点では終わっているのか。怪しいから嫌厭しているとか、いざ使ったら間違っていたとか…マスコミからは完了したという報道はないと思うが。

(事務局)

マイナンバーカードにまつわる事務誤りなどが昨年たくさん表面化しましたが、全国的に総務省の音頭のもと点検作業が行われました。津市としては被保険者の情報としては現在100%間違いがない状況です。12月2日で保険証の廃止を決定する政令が出されましたが、国も総点検を終え、その原因分析も含めての発表につながった。紐づけ誤りをはじめとする市民の皆様の不安に繋がることのないように入力作業等、見直されたやり方のもと、間違いのないことは当然のこと、マイナ保険証のメリットをご理解いただける努力をしていきます。

(委員)

医療機関ですが、便利なのかもしれないが、社保から国保の切り替えなどにタイムラグがある。マイナ保険証の情報と本人の申告とが合わないことがあり、スムーズにいくのかどうかというのが現状。

### **議事 3** 津市第 3 期国民健康保険保健事業実施計画（案）・津市第 4 期国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）について

昨年 8 月 24 日に開催いたしました本年度第 1 回当運営協議会におきまして当該計画（案）の中間報告をご説明させていただき、その後、委員の皆様からお寄せいただいたご意見について、対応をまとめました。

まず「K P I」「ポピュレーションアプローチ」といった用語について、一般的には分かりにくい表現であるため用語集への記載をご提案いただいたもので、ご提案のとおり巻末の用語集に追記いたしました。

また、第 4 章及び第 5 章、また計画全体について、より具体的な実施計画の策定についてご提案、ご紹介をいただきました。これにつきましては、ご意見のとおり計画期間が 6 か年と長期に渡るため、現在も、年度毎に「実施計画書」を作成し、各事業に係る取組内容等を具体的に定めており、次期計画期間におきましても、同様に各事業に取り組んでまいりますので、参考意見とさせていただきます。

このように各計画（案）の中間報告からの主な変更、追加点につきましては、委員の皆様から頂戴しましたご意見を踏まえ修正等を行うとともに、また参考意見とさせていただきます。

現在、計画（案）につきましては、直近データを記載したことによる最終的な修正と確認作業を進めております。

今後の予定としましては、委員の皆様へは 3 月下旬頃に完成版をお渡しさせていただきたいと思っております。

また、併せて津市議会及び関係機関の皆様への資料送付を予定しております。

本計画策定に当たりましては、様々なご意見をいただきありがとうございます。

令和 6 年 4 月からは次期計画に基づき、津市国民健康保険の医療費適正化と被保険者の健康寿命の延伸を目指して保健事業を実施してまいります。

#### **○意見、質疑応答等**

**（委員）**

前回の会議後にさっそく検討し、意見を出し「修正します」という形で取り入れられている部分もあるが、二つ気になる点がある。

計画書の中で『章』は国が指定しているので変わらないようだが、ページ数が 2、3 ページと片や 50 ページとページ数に隔たりがある。「少ないページに追加するなどしては」という意見に対し、「参考とする」とあり無視されている気がする。

3 期の計画と 4 期の計画と 2 つある中で、計画書の作り方が一連の『章』を使って分けているが、計画が別物なのに連番の章をつけるのはいかがかと思ひ、

もっと大きな大分類を作り、編を分けて1編、2編とメリハリとつけてはどうかと意見をしました。

#### **(事務局)**

第2章は人口の推移や、医療費の状況などで項目が多くなってしまいました。第3章はそれをまとめているのでページ数が少なくなっています。県にも相談をしていますが、現状分析に重きを置いたので第2章のページ数が減らせませんでした。新しいデータを入れているのでページ数が変わってきてはいますが、均等なページ数は難しいと考えています。

また、2つの計画なので項立てを改めて考え直します。あくまでの対等な計画として並列に考えていきたいと思えます。

#### **その他**

##### **(事務局)**

この運営協議会の委員の任期につきましては、令和6年7月19日までとなっていて、例年、次年度の予算編成に向けての8月と決算見通しのたった2月の2回開催をさせていただいています。任期の途中から参加されている方もおみえになると思いますが、今回は最後になろうと思えます。改めて今後の運営協議会のための委嘱手続きを行ってまいります。

引き続きお願いをする方もみえると思いますが、長い方は3年間にわたって、ご理解とご協力をいただきありがとうございました。

#### **閉会（議長）**

貴重な議論をありがとうございました。これを持ちまして令和5年度第2回津市国民健康保険運営協議会を終了します。本日はありがとうございました。